

第4回 生駒市総合計画審議会第一部会

1 日 時 平成26年2月6日(木) 9:30～

2 場 所 生駒市役所 4階 大会議室

3 出席者

(委員) 中川委員、永野委員、森岡委員、井口委員、大野委員

(事務局) 西川企画政策課長、岡村企画政策課企画係長 加納企画政策課係員

4 欠席者 なし

5 議事内容

(1) 各分野の検証

①No. 142 行政サービス

【中川部会長】 計画案について、御意見等お願いします。

【森岡委員】 前から申し上げているが、たけモニ等、市民の意見の集約の方法が気になる。市民いろんな方の意見を集約するのは非常に難しい中で、集めた意見をいかに分析するかという、本当にそれが市民の多数の意見になっているのかどうか。ただ一部の人だけの個人的意見で寄せられたからこれが市民の意見なんだという、ひとり歩きするような傾向が少しあるのではないかなと思う。その辺でのいろんな情報が本当に市民全体の意見として反映されているのか、あるいは、一部であっても、どういう形で市として見ていくのかという分析の視点が必要ではないかなと思う。

【担当課】 市民からのニーズと意見については、様々な聴取方法をさせていただいている。施策に対しては、パブリックコメントの意見の募集であるとか、またききみみポストという格好で、声なき声という、自分で名乗らないけどもいろんな御意見を出したいというような意見のある方も、37カ所ほどいろいろな公共施設に置かせていただいて、無記名で御意見をいただく方法もとらせていただいている。またメールでも御意見をいただいている。たけモニについては、事前登録制をしていただいて、市の方の投げかけるものに対して御意見をいただくというものであり、割と若い方の世代の登録が多数あり、今現

在で約900名の登録をさせていただいている。20代、30代、40代の方々が約70%おられる中で、即時性はあるが、なかなかそれだけの御意見を踏まえるというのは難しいと思う。だから、いろんな御意見の中で、トータル的に市の施策として判断をしていかなければならないと思っている。

基本的には、たけモニについては、いろんな広報紙の掲載記事の中でも、こういう情報を知らせてほしいというときには即時性があるとは思っているので、そういうところでは十分な活用はしていきたいが、実際の施策をする段階では、要望書であるとか、市に対する直接のメールであるとか、たけモニの自由記述欄の御意見であるとか、タウンミーティング等々をトータル的に判断していく必要があるとは思っている。

【大野委員】 指標②について。指定管理者制度導入における公募の実施率とあるが、これはおかしいと思う。例えば、こういう指標を作るといえば、指定管理によってコストが削減できたとか市民にとってこういうメリットがあるというような指標というのを掲げていただいた方がいいと思うが。

【中川部会長】 この指標を設定した理由を教えてください。

【事務局】 4年後のまち②が、前期では公共施設が有効に活用されているという記述であったが、今回、安定的で効率的な公共施設の管理運営が進んでいるという4年後のまちの姿にさせていただき、安定的で効率的な公共施設、つまり公の施設を中心に考えており、本市の大きい方針として、指定管理者制度というのを住民サービス向上のために導入できるものは積極的に進めてきているので、その関係で4年後のまちの姿を変えさせていただいた。

【大野委員】 だから、それをやる一番のポイントは、いかにして安く効率的に管理しようかということで、行政だけではできず民間で誰かできる人はいませんかということでこれをやっているのだと考える。

【事務局】 もちろんそれも大きいですが、さらにその施設や事業というのもついてきたりする、やはり民間のノウハウを活用させていただいて、行政では出てこないアイデアとかを出していただいたりということにも役立っている。その指定管理のことを4年後のまちのところにも入れさせていただいているが、おっしゃっているような内容的なところまでは、つながってはいない。

【大野委員】 何かちょっと違和感を覚えたので、御質問をさせていただいた。

【中川部会長】 指定管理者制度というのは、コストを下げるといのが第一目的

じゃなくて、専門能力の安定的で継続的な力を持っている団体に任せることが第一義である。第2義的には質の向上を図るということであって、コストの削減が第一ではない。

だから、そこからいくと、指定管理者制度に任せた方がよい施設ばかりではなく、何でも民営化したらいいというものではない。

それと、ちょっと今気になったのは、公募実施率と書いてあるけど、公募にかけて、逆に質が下がることもある。質の判定として、何でも公募が正しいわけではなく、随意指定した方がいい場合もある。なので、これ、ちょっと何か危ない指標になってないかなという気がした。むしろ、指標にするならば、モニタリングの実施率だと思う。指定管理に任せたがために質が下がってしまう可能性のある施設が多いので、ちゃんとモニタリングをやっているかどうかの方が大事である。例えば神戸市は、指定管理になっている全施設に毎年1回、中間評価をやって、モニタリングして、そのモニタリングの委員会に判定をもらっている。そういう科学的な分析法とかをちゃんと持っているのなら分かるが、公募をしたから、公募を増やしたから効率が高くなるというのは、ちょっと乱暴な考え方だと思う。

【事務局】 モニタリングの方はこれから100%実施していく方向になりますので、ちょっと指標として適切ではないかなと思う。

【中川部会長】 では、モニタリングにおける判定評価オールAを目指すというのはどうか。5段階、A、B、C、D、E評価とするならば、全ての施設がA評価をとれるようにするとか。

【森岡委員】 それで、先ほどの質問と今の関連でお聞きしたいのは、いろいろな各機関でアンケートだとかモニターだとかをされていると思うが、それが総合的に集約されて分析されているかどうかということ。一部の意見でなっているのか、数は少ないけど全体にそういう意見の反映となっているのか、やっぱり総合的にいろんな形でのいろんなデータを集めてくる中で分析するということが非常に大事だと思う。そういう意味で、分析を行う部署があるのか、今後そういう考えがあるのか、本来ならそういうことも考えていくべきではないかなと思った。

【中川部会長】 最近よくビッグデータと言うが、データをたくさん集めて総合分析するような手法も必要なんじゃないかということだと思う。もちろん少数の人たちの切実な意見というのを切り捨てろという意味でおっしゃっているわけじゃなくて、声の大きい人ばっかりの意見が相対的に反映されやすくなるというリスクを軽減する手法はとっている

のかということだと思う。そういう分析をするような部局とか仕事はあるのか。それは広報広聴だけの仕事じゃなく、そろそろそういう総合戦略的情報政策を立てる時期ではないのだろうかという問いかけのように私は思う。だから、担当課がそれぞれの判断で、いやこれはもう少数の意見だとか、これはいつも声を上げている人だなという取捨選択の判断をしていますということの回答を求めているわけじゃない。もっと科学的にそれを分析する情報政策が必要ではないかということ。

指標の②は、大野委員からも疑義が出ているし、私も疑義があるので、再検討をお願いしたい。ポイントは、指定管理者制度を公の施設全てに導入するということが正しいわけではないという考えと、それを全て公募にかけるのは正義の味方の論理ではないとということ。そういうのを数量指標にするのは非常に危険ではないか。それから、適正な判断のもとに指定管理者制度を導入されたとしても、導入したからオーケーじゃなくて、行政側としては、責任がある。民間委託とは違って、指定管理者制度は委任、受任の関係なので、指揮監督のもとに入るわけで、当然、勤務評価とか施設の運営評価とかをしないと、行政の無責任ということになる。そういう意味で、モニタリング評価をしなければ、それはだめなので、そのモニタリング評価をもっと精密にしていきたい。これからモニタリングのシステム設計をもっときちっとしていかないと、行政の責任は重たくなる。委託の場合は受託者側がまず責任をとるが、指定管理者の場合は、直接、市長が責任をとるので、余計にモニタリングは大事だ。ちょっと何かその辺が甘いなと思った。これは、修正をお願いします。

②No. 112 情報提供・情報公開

【中川部会長】 事前に井口委員さんから質問が出ております。それについては、この回答でいいでしょうか。

【井口委員】 我々年寄りには、なかなか、このツイッターとかいろんな新しいことも増えているが、非常に抵抗があって、理解しにくいと思う。できるだけ親切に、当然ツイッターなんて知っているものだというような感じで広報されることのないようにお願いしたいというだけの話なので、これで結構です。

【中川部会長】 情報政策の常識として、情報に対するリテラシー（必要な情報を引き出し活用する能力）は世代差があり、コンピュータになじんでいる世代ばかりではないという。そういう偏りが存在しているということは御理解いただいて対処してくださいとい

うことですね。

【井口委員】 市長はツイッターでいろいろやっておられるが、あれがどれだけ見られているのか、その辺のところはちょっと分からないし、どれだけの人がそういうITリテラシーになじんでいるのかというようなことまでよく統計的に分からない。

【大野委員】 前回の計画では、広報モニターというのをやるということだったみたいだが、今回は入っていないというのは、なぜなのか。私は、広報モニターというのは非常にいいアイデアで、これをやっていただいた方がいいかなと思っており、地区ごとにモニターとして御協力いただくということで、いろんなことに対してすぐモニターの方に聞いて、もちろんその方々の意見が全てではないが、その一部の参考としてできるんじゃないかなということを考えていた。

【担当課】 以前は10名程度いらっしゃった。公募で募集をさせていただいて、広報紙に対する御意見、「広報いこま」に対する御意見をいただいていたが、年代が偏っていた。それに代わる、事前登録制のたけまるモニターができ、そちらに移行させていただいた。

【大野委員】 モニターについては、例えば自治会の方々に御協力いただくとか、各自治会の方に例えば1人か2人ぐらいしていただいて、常にコミュニケーションをとってもらったら、もっともっと多くの意見がとれるんじゃないかなと思う。いかにして市民の方々の御意見を反映させていくかという1つの方法ではあると思う。

【担当課】 先ほどのたけまるモニターの方でも、去年の9月から広報紙に対する御意見をいただいたり、それ以外のところでも、市の施策に対して御意見をいただくという意味で、いろんなところでアンケート調査という形でさせていただいている。登録されている900人ほどのうち、100から150ぐらいの回答は来る。

【森岡委員】 統計上の問題で、行政の4年間の主な取り組みの①の2のところ、これまで、いわゆるウェブアクセシビリティ、ユーザビリティという、より広い意味を書かれていたものが、ホームページというような、逆に言うところとちょっと狭まっている。ところがツイッター云々の問題が現状と課題の中で改めて出てくるという意味で言えば、表現上の問題として何か後退しているように見える、前回と今回を比べれば、表現上そうなっているような気がする。特にそういうウェブサービスからホームページというように、具体的などころに変えたのは何か意図があるのか。

それと、②のところ、いわゆる情報公開制度について書かれているが、これも、順番の問題として、情報公開制度というのが、②1と②3に、間をあいて出ているので、同じ

情報公開制度としてくっつけてしまうか、あるいは並べて表記するか、もう少し表現の仕方を工夫すべきではないかなと思う。

もう1点、具体的な事業というのが非常に抽象的だ。①の1で広報活動の強化とあるが、その中でもこの4年間は特にこういうものをと本来なら書くべきではないかなと思う。当然、広報活動の強化というのは本来業務なので、それをやっていく中で、この4年間は特にこういうものという形で考えるべきだ。①の4でも同じことが言える。

もう1点、指標のところで情報公開の満足度ということで、先ほど、ちょっと情報公開のアンケートの問題が出ていたが、私は、これだけでは抽象的過ぎるといえるか、よく分からない。この指標を挙げて、何を言っているのかがよく分からない。サブ指標としてこういうものが満足度をどう上がっているかということと違う形での見せ方というのが必要なんじゃないかなと思った。

【中川部会長】 森岡委員の今の御質問からいくと、具体的な事業のところは当たり前のことだというのが1つと、具体的な事業の書き方を詳しくするべきだということ。

【中川部会長】 1つ私も気がついたのは、具体的な事業が体言どめになっていること。

【事務局】 具体的な事業は、どうしても何とか事業とか何とか施策みたいに書き切れないものについては、多少そういう違った表現の部分もあるが、基本的には体言どめで今回は統一させていただいた。

【中川部会長】 ウェブアクセサビリティとかユーザビリティという言葉は、むしろ一般市民に分りにくいからということでカットしたのか。

【事務局】 はい。ホームページ、今回、リニューアルするということもちょっと内部でも今検討しているし、それと、あと、今、部会長がおっしゃったように、市民に分りやすい表現というところで、今回はホームページという代表した形をとらせてもらった。

【中川部会長】 今、森岡委員から御指摘があったことは、左側の28ページの今後の4年間の主な取り組みのところで何らかの反映ができないだろうか。

【森岡委員】 今の意見でいったら、ホームページをリニューアルしますと書かれた方がより分りやすいし、何でそうなったのかというのが一目瞭然ということになるかとは思う。

【大野委員】 行政の4年間の主な取り組みの①3、個人情報保護と情報セキュリティを徹底しますと書いているが、私が、福祉関係とかいろんなところでボランティアをやったりいろんな支援をやっている人の話を聞くと、個人情報の保護がすごくきつくて、本当

に支援したいのにどうにもならないというような声も聞こえる。東日本大震災の影響でこちらへ来ておられる方なんかでも、支援したくてもどうにもならないと、支援される方もどうしたらいいか分からないと、こういうことがあって、そういう問題については、どういう解決策があるのか、あるいはそういう議論がされているのか教えていただきたい。

【担当課】 個人情報保護というのは、徹底して、セキュリティの問題があるので、守らなければならないというのは大前提ということになる。総務課の方では、個人情報保護に関しては、運営審議会という組織を持っており、その中で検討していただき、どこまで個人情報を提供したらいいかという部分についての一定の制限を加えて、例えばひとり住まいの老人とか、安否を確認するために民生委員の方に情報提供をすとか、そういう一定のラインまでの個人情報の提供はしているが、見境なく個人情報という部分については、市としても、やはり提供しづらい部分もあるので、何らかの形で有益な個人情報の提供というものをどんなものかというのを一定の線まで審議していただく。その上で、審議会の方で了解が出れば個人情報を提供していくという形になる。

それと、あと、もう1点は、自治会の方で、防災あるいは助け合いという部分で、個人情報を個々の家庭が提供されている自治会もあるし、片やされていない部分もあるので、やはり個人情報という部分についてはそれぞれ個人個人の考え方があるので、強制的に収集してそれを活用するという事は、限度があるかなと思っている。

今現在、審議会の方でやっているのは、市全体を捉えて、個人情報の提供に悪影響より有意義な影響の方が大きいという捉え方をした部分についてのみの情報提供という形になっている。

【大野委員】 よく理解はしているが、それならば審議会というものを経れば、公的な訴訟なんかには耐えるような形になっているのか。

【担当課】 一応そのつもりで審議会の方はやっていたいただいていると思っている。

【中川部会長】 今出たのはとても大事な問題だと思うが、ここで扱うべきなのか。国がこのほど指示を出した。災害対策基本計画の中で、方針として、地方公共団体に要援護者名簿の整備を義務づけると。その理由は、大災害が起こったときの安否確認ができるよということ。助けるために作る個人情報の要援護者リストの活用の仕方ということを考えてときに、今から四、五年前か、厚生労働大臣の依頼通知で、各自治体の個人情報保護審議会に諮問をかけて、その答申をいただけたら、民生委員さんにはその名簿を渡してくださいということをおうけにしようという制度がスタートした。それをやるかやらな

いかは自治体の主体性に任されている。そこでこの議論が随分波及して、民生委員が1人で10軒も20軒も持たされても、知っているというだけでどうにもできないという反発が出ていた。そこで、地元ごとに、地域社会ごとに、情報管理者の研修も受けて、協定書も結んで、地域のまちづくり協議会とか、そういう行政が認定している団体長にその名簿をお渡しして、ふだんから災害のときにそういう高齢者とか障がいを持っている人たちをどう救っていくかという見守りネットを作っていくという動きがあったと思うが、その構想があるのかなのか、あるいはそれをどうブレークダウンして現場で生かしていけばいいのかという政策検討はまだしていないのか。

【担当課】 審議会の方では、あくまでも受け身という形になるので、具体的に審議会の方からこうしていくというような方針は出ていない。ただ、先ほども申したように、民生委員の方にひとり住まいの高齢者の確認とかの分については、情報提供をいたしても構わないという形になっている。ただ、今、部会長がおっしゃったような弱者に対する助け合いというような形については、危機管理課とか、あるいは消防本部等の方との連携を持ち、それぞれの情報はつかんでいると思う。具体的にどういう情報をつかんでいるかというのは私どもではちょっと分かりかねるが、お互い連携は持っているものとは考えている。

【中川部会長】 先の分野No. 121の市民2人以上でできることで、市民自治協議会を設置し、安全・安心、防犯・防災などの地域課題の解決に取り組むと書いてある。このところがそういう地域の要援護者情報の共有ということにつながってこないと、現実には防災はできない。それを政策的にプッシュアウトする取り組みというのは、一体どこがやるべきなのか。

【担当課】 詳しいことは担当ではないので分からないが、自主防災組織というものを自治会単位で作っている。その中で助け合いというような形で進めておられるというのは聞いている。

【中川部会長】 そこで、早速、今言った個人情報保護の問題が引っかかってくるので、個人情報保護法の情報の責任とかそういうものをきちっとお互いに確認する、情報漏出、目的外利用もきちっとしませんという協定書を交わして渡していくというところまで踏み込んでいないのか。

【担当課】 まだ、今のところ、そこまではいっていないと思う。

【中川部会長】 そのためには、研修も必要だし、システム整備も必要だし、それから自主防災会だけでいいのかという問題もある。自主防災会だけで助けられるのかという。

その体制整備が非常に緊急課題になってくるので、それを目指して取り組むぐらいは、この情報のとこに書いておく必要がある。そういう災害時における緊急援助のための個人情報取り扱い方について、政策的に検討を進めますというような書き方で。

【森岡委員】 情報保護ばかりに目が行って、情報を出すときに、それをどう保障するかというシステムなり考え方をそうするのが問題。これは、一担当課だけでは進まない。

【中川部会長】 だから、総務課の方から見たら、そのあるべき姿の検討を開始すると。防災担当の方はその活用の仕方、そことタッグを組んで、地域にどう協力してもらえるかという作業を開始しないと。大阪市とか太平洋沿岸部は大急ぎでやっている。

【担当課】 先ほどの要援護者の制度については、今、福祉部局の方が、要援護者というところで、民生・児童委員だけであれば、到底、対応ができないというところがあるので、自治会、自主防災会等々に、地域の方々に、要援護者というところの制度を、そういう要援護者になっていただける方と、逆に援護を求める方というマッチングをさせていただきながら、今現在、多分、今年と来年ぐらいには一定の成果が出ると思う。そういうマッチングについても、生駒市の方は進めている。

【永野委員】 自治会によっては、かなり個人情報というのを自主防災会の方できちっと管理されていて、こんな要援護者のリストなんか要らないんだということで、やりませんという自治会もある。1つ意見として出たのは、例えばAさんをBさんとCさんが何かあったときに援助しますといったときに、もしもBさんとCさんが行けない状態にあった場合、Aさんがどうして来てくれなかったのかという、後でそう言われるのではないかという懸念もあるみたいだ。

【森岡委員】 要援護者というのは、本人が情報の開示に同意している人であり、中川部会長が今おっしゃっているのは、そういう同意していない人も含めて、その情報をいわゆる緊急時には開示すると、その作業について云々ということ言われているのであって、今、現行でやられているのは、本人が、私の情報は助けてほしいから出してもらって結構ですよという人たちだけとなる。それ以外の人たちはやっぱりブラックボックスになっているから、それを緊急にすべきではないかと、こう言われていると思う。

【中川部会長】 森岡委員のおっしゃるとおりで、永野委員がおっしゃったのは、世間で言うお手上げ方式とあって、私、助けてちょうだい、じゃ、あなたを助けましょうという、地域の信頼関係の中でできていくコミュニケーション。それは、行政が許可する必要

はない。このお手上げ方式というのは地域でもやられていると思うけど、そうじゃなくて、そういうお手上げ方式でいったらいいんですよという情報も届いていない人もおるし、孤立している人もいてる。そういう人たちのデータを行政が持っているはずなので、そのデータをちゃんと地域に協定を結んで渡すという仕組みを持とうというのが国の精神である。ただ、国は僕に言わせたら本末転倒なことをおっしゃっているなど思うのは、災害時の安否確認なんて言われたら、死んだ人と生きている人を見分けるために名簿を使うといったら、物すごい後回しで、助けるために名簿を使うんじゃないのかと。その精神が飛んでると私は思う。でも、全国の自治体がもう既にここに物すごい危機感を持って走っているのに、生駒市ではその兆しが何かどこかの文章にあるのかなと思って見ると、どうも見えないというのがちょっと私は気になった。

それから、この指標に関しては、ツイッターのフォロワー件数についてちょっと疑義も出ているので、むしろ今のお話のような個人情報に関する地域共有が迫られているんだから、それに関する研修がどれぐらい実際のパーセンテージでされているかの方がいいと思う。例えば地域自治協議会であるとか、でき上がったところは別として、自治会代表とかで、総人口のうち何人が研修を受けられたかというパーセンテージを挙げてくれというのもできるのではないか。個人情報保護法の理解プラス、それをどういう場合に自分たちが管理できるのかという資質を上げていくというか、住民自治における個人情報保護の能力向上が必要ではないか。ツイッターのフォロワー件数というのは、ウェブアクセシビリティの観点から言うと、井口委員からも、ちょっと年寄りは見ないと言われたから、ちょっとデータの的にはふさわしくないかと思う。

【森岡委員】 あと、1つだけ、ずっと前から気になっているが、情報セキュリティの問題で、個人の私物のメモリーカードは端末に差せるようになってきているのか。

【担当課】 USBメモリーは、いろんな図面のやりとりといったものがあるので、使える状態になっている。ただ、住民情報系のネットワークについては、外部メモリー、USBメモリーは使えないように、差込口自体を閉じている。

【中川部会長】 それでは、今の情報提供・情報公開については、災害時を想定した個人情報保護の政策というのをちょっと頭出ししてもらえないかということと、それから、指標については、ツイッターのフォロワー数はちょっと疑義がいっぱい出ているので、地域社会における要援護者リスト等も含めた個人情報保護の取り扱いの研修をむしろ指標にされた方がいいのではないかという参考意見が出たので、それをもう一遍検討していただ

きたい。

【事務局】 今のツイッターのフォロワー数は、4年後のまちの②市が発信している情報を市民がより一層有効に活用している、これに今回合わせようという、対応した指標を設定しようということで、今回、新たに設定した分であり、前期はこれに対応する指標がなかったので、今回新たに検討して設定したが、今おっしゃっていただいている有効に市民が情報を活用しているというところに、今の要援護者のリストの活用という、そういう指標を入れるということで理解したらいいのか。

ホームページのアクセス件数と情報公開の満足度というのは、これは①の市民が早く簡単、正確に情報を入手しているというところに対応した指標として設定している。検証の中で②の対応する指標がないということで御指摘いただいたので、今回入れさせていただいた。

【中川部会長】 ツイッターのフォロワー数が、市民がより有効に活用しているということになるのだろうか。

【事務局】 それは、今、いろんな情報が、多種多様な情報が市政から出ているので、その中で例えば子育てに関する情報だけが欲しいという方は、そういうことをリツイートしたりすることで、欲しい情報が即時に入手できるということで、非常にそういう特性のある媒体であるので、それを活用してはどうかということで、今、市の方でも1年前から積極的に活用を行っているという状況である。それをフォローしていただくことで的確に必要な情報だけが行くということで、今後は進めていきたいという思いで、今回、設定をした。それが市民の方が有効的に情報を活用しているということで、使えるんじゃないかと設定をしている。

【中川部会長】 分かりました。では指標はツイッターのフォロワー数とする。そのかわり、さっき言った補助指標で、評価のときに今言った研修の数がどこかに入ってくるようにしたらどうか。それと、4年間の主な取り組みのところに、災害時を想定した個人情報保護の取り扱いについて政策的に検討を開始するぐらいは入れておかないと、どこにも見えない。

もう1つ抜けているのは、住民自治の自立性とか情報に関するリテラシーを強化していくという政策が見えない。行政の中でも横に連携しようという動きが見えないし、市民活動団体とかに対しても研修を受けてくださいとか、そういう住民側の個人情報保護法管理団体としての資質の向上に資するような政策というのがどこにあるのということが気になる。

る。団体自治においては内部連携であり、守りますだけではだめだということを、今、課題になっているので、そのあたりを、強化、修正していただきたい。

③No. 111 市民協働

【中川部会長】 井口委員の方から質問が出ていますが、回答のとおりでよろしいでしょうか。

【井口委員】 私の不勉強なところもかなり回答をしていただいているが、市民投票制度というのは、ここに書いてあるように、市長と市民との意見の差がすごくあると考えたときにやるというものに限定されるものなのか。

【担当課】 今の市民投票制度については、この2枚目のところにも、制度の大まかなことを記入させていただいているが、議会や市長の意思と市民の意思が大きく乖離したとき、市民が投票により意思を示し、議会や市長にその意思を尊重させることがポイントだが、費用面などから、どんなことでも市民投票の対象となることが望ましいとは考えていない。ある政策や施策に関し、あらゆる参画の手法を駆使し、市民間で十分な検討・議論が行われ、それでも市を2分するような状況となったときに、はじめて実施されるものである。

なので最初からこの制度を用いて市民の意思がどうかというよりも、議会や市長の意思が民意と大きく異なるときに自分たちの意思を示せるものであるため、タウンミーティングでの意見交換であったり、市民間での議論が十分にされているかなどのプロセスの方が重要であると思っている。

【井口委員】 その中で、議会だけじゃなしに市民から市長に対して市民投票を請求することができるのか。

【担当課】 今のところ、条例としてはまだできていないが、今、この市民投票条例案については、素案の検討を市民自治推進会議でいろいろ議論を進めさせていただいており、24年1月に条例の素案という形で市長の方に提言された。

【井口委員】 それ、そのままなんですか。

【担当課】 はい。条例案としては、まだ議会の方にも上程はさせていただいていないので、その提言として出せていただいたものの中には、住民投票条例の請求権としては、一応、市長も議会も、もちろんのことながら、市民の方にも一定の署名数を集めれば請求できるということにはなっている。

【中川部会長】 私も当時は委員だったが、今、現行、地方自治法上でも、可能は可能である。50分の1以上の有権者の有効署名で請求すれば、議案として上げることはできる。ただ、可決するのは議会であり、今お話が出ている6分の1以上というのは、議会に出す必要もない、自動的に制度に持ち込むことができるという制度で、ちょっと踏み込んだ常設型の制度をやってほしいという住民、市民の御要望があったという前提で審議を開始したが、自治法の改正とかいろいろ途中で国が揺れてきたので、もうちょっと様子を見ようと思う。それから、やっぱり住民投票制度の常設型が欲しいという機運がさほど盛り上がりなかったと我々は判断した。だから、継続的に議論していきましょうということで、廃案にしたわけではない。

【中川部会長】 それでは各委員から御意見をいただきたいと思います。

【森岡委員】 1つは、よく分からないのが、まず、市民等の役割分担の中の公募市民登録制度に登録するという、公募市民登録制度というのが何のことなのかというのが分かりにくいということが1点。

行政の4年間の主な取り組みの①の1で、生駒市自治基本条例の適正な運用に努めますとなっているが、生駒市自治基本条例というのは具体的にまだそんなに取り組みが進んでいないという状況の中で適正な運用に努めるということは、感じから見ると、規制するよと聞こえる。だから、もっと積極的に作ってくださいよと、市民自治基本条例に基づいていろんな取り組みをしてくださいという表現にしていきたい。

【担当課】 自治基本条例の大まかな趣旨というのが、参画と協働というのが大きなつながりのものだと思うが、そこに掲げる参画と協働のまちづくりにつとめますとなると思う。

【中川部会長】 例えば、「基本条例に基づく協働によるまちづくりを一層推進していきます」はどうか。

【担当課】 そうですね。自治基本条例自体が、市民、行政と議会と、その3者のまちづくりについて一定のルールを定めているものなので、それぞれ、そういった形の表現でもよろしいかなと思う。

【森岡委員】 市民との役割分担の中で、市民1人でできること、市民2人以上でできることの中で、殊さらに同じ文言を2度使うというのは禁止にしたらどうかなと。分かりにくい。もちろん、1人でできること、2人でできること、一緒なので、書けばいくらでも同じことを書けるので、片方で使ったら片方のところでは同じ文章は使わないというよ

うにした方が、私は分かりやすいと思う。

【中川部会長】 2人以上でできるというのは、地域の意味であるとか、前は地域という言葉を使っていたし、NPOであるとか、そういうイメージなのか。

【事務局】 はい。1人でできることの方は、いわゆる自然人みたいな感じで、2人以上というところは、どちらかと言えば、団体、2人以上のグループでの意思というような感じではしていたんですが、おっしゃるように、確かに分かりにくさはあると思う。

【中川部会長】 指標が1つしかないのは、どうしてかなのか。ほかはみんな3つ出しているのに、ここはどうして1つなのか。協働参画型事業数というのは、マイサポのことか。

【担当課】 いえ、こちらの方については、市全体の中での協働参画型事業数のこと。参画と協働の指針もでき上がっているので、それに伴って、今どれぐらいの参画と協働した事業数があるのかという調査を今後とも行っていくので、それを1つの指標にしようかなというのを明らかにしている。

【中川部会長】 4年後のまちの目標が1個だから指標が1個ということか。参画と協働は、すごいたくさん指標が要するという気がする。

【事務局】 補助指標を検証のときには設定いただくということもできるし、ほかの分野でも、1つの4年後のまちに対して複数の指標というものもあるが、限度は3つまでとしている。

それと、公募市民登録制度や市民政策提案制度については、やはり、生駒市独自の制度の場合、なかなか分かりにくいので、これはどこかに用語説明を入れさせていただきたい。公募市民登録制度は、18歳以上の市民の方から無作為で抽出して、そして、御賛同いただいた方を名簿登録させていただき、審議会等で公募市民の委員を選ばせていただくときにその名簿から選ばせていただくという制度なので、ちょっと分かりにくい用語がまだまだあると思うので、脚注に用語説明を入れさせていただく。今後も、説明が必要な言葉があれば、ご指摘させていただきたい。

【中川部会長】 特に公募委員の皆さんの場合には、この言葉がよく分からないというものをチェックしていただきたい。

この分野については原案どおりということできたい。自治基本条例の適正な運用というところだけ少し変えていただきたい。

④No. 121 地域活動・市民活動

【中川部会長】 指標が1つ追加されたのか。

【担当課】 はい。一番下の赤書きで書かせていただいているものが今回お示しする新たな追加ということで、今回、市長のマニフェストにも掲げられていたマイサポいこまの選択の届け出数を10%を目標として頑張るということを受けて、もちろん私どもの方でもある一定の目標を持っていたが、そのものについて、新たに、今回、指標としてお示しさせていただきました。

【中川部会長】 議論を戻すことになるが、先ほどの分野No. 111についても指標をもっと増やしたらいいという論にならないか。例えばパブリックコメントに応じてくださる市民の比率とか、一般公募市民の審議会等への登用率というのも指標にならないかということが気になるが、それはもう一遍検討していただきたい。それと、市民政策提案制度についてご説明いただきたい。

【事務局】 今まで職員の政策提案制度というのが内部であったが、それを市民にも、どんどん行政に対してこういう事業とか施策をしたらいいんじゃないかということで、10名以上を組んでもらって提案していただいて、そして市の方で判断させていただいて、採択した場合は実現に向けて進めていくという制度である。

【中川部会長】 それの件数の増加とかも指標になるし、それからタウンミーティングの実施回数及び参加者市民数の比率も指標になるし、それから市民活動推進センターがやっているまちづくり担い手養成講座の受講者数も指標になる。

【事務局】 市民政策提案制度については、先行市を見ている、なかなかやはり件数が伸びていないような形で、ちょっと様子を見させていただきたい。

【中川部会長】 はい。もっと、数字が、少なくとも3桁とか4桁の数字、データ等上がってくると見込めるものを選んだらいいと思う。だから、No. 111は指標が1個ということか。4年後のまちの数が指標の数だということに余りこだわらなくていいんだということが分かった。

それでは、No. 121について御意見をいただきたい。

【森岡委員】 市民2人以上でできることの中での市民自治協議会の設置の部分について、これが、安全・安心、防犯・防災というように、より具体的に書かれているが、ちょっと具体的に書き過ぎかなという気がする。

それと、もう1つは、市民自治協議会というのを設置しとなっているが、一応、小学校

区単位、その上に中学校区エリアというような形もあると思うので、できれば、「小学校区単位で市民自治協議会を設置し」と書いた方が、市民にとってはより分かりやすいのではないのかなと思う。

それと、もう1点、資料として配布された自治会加入のお願いについて。以前は裏面がなくて、自治会のどういう役割を果たしているかということがなかったが、岡山市に行ったときに、見開きのカラー刷りのきれいな自治会加入のお願いというのが作られていたということで、参考に資料をいただいて、もうちょっと検討してほしいという結果が、裏面に自治会の役割というのが印刷されたようだが、もう少し頑張っていたらと思う。これは、ただ担当課ということじゃなしに、やっぱり、ここで言う地域活動、市民活動を発展させるという観点から、転入者に対してこういうしおりを配っていただいているわけなので、もう少し生駒市としてお金をかけていただいて、もうちょっと分かりやすく、グラフも入れてもらってというように思う。

【井口委員】 私は質問を出しており、対応していただいているが、いろんな市民ボランティアとかNPOなんかに参加するとか、あるいは立ち上げるというようなことについて、もうちょっと寿大学とかそういったところを利用したらいいんじゃないかということで御回答をいただいているが、私も遅まきながら寿大学に今入っているが、何かそういうPRが受け身的にはあるのだと思うが、積極的にこちらからそういったことをやってくれということを何らかの説明の場でやっておられるのか。それが余り伝わってこないような気がする。例えば寿大学の説明会で積極的に打ち出していくとか、勧誘していくということをやられたらいかかなと書いたが。

【担当課】 寿大学自体が生涯学習課ということで、生涯学習の理念である地域で活動する方々の育成ということ、大きな枠組みで実施している事業となる。回答の中にも書かせていただいたとおり、寿大学とは平成22年度からさまざまな形で一緒にカリキュラムをさせていただき、特に昨年度からは、実務講習会、ボランティア実習というのをららポートの方で企画運営させていただいている。

中身としては、半年にわたるプログラムで、前後に講座振り返りを行って、約4カ月間、実際に実習をしていただいて、ボランティア活動を知っていただく、高齢者施設や団体の活動に参加していただくということをやらせていただいている。

そういった中では、寿大学に入られた方々が団体の中に入られたりとか、寿大学を卒業したOBのグループの方々とも連携を図らせていただいて高齢者施設でのレクリエーショ

ン活動などに参加いただいているということで、進めさせていただいている。

【井口委員】 私もそれに参加したことがあるが、あんまりインパクトがなかったなどという感じがしたので、ちょっと聞かせていただいた。

【中川部会長】 市民自治協議会を作るということが生駒にとっては重要課題だったと思うが、自治会、町内会を中核としつつ、ありとあらゆる団体が一緒になって協議して、総合的に地域自治を進めていこうと、そのエンジンは自治会だということは確認しているが、それについては指標にはしないのか。

【担当課】 具体的な地域での活動というのは、従前、昔から、自治会というものがいろんな小学校区であったりその枠組みを越えられて活動をされている実態は今現在もあるが、実際に条例上におけるこの位置づけの市民自治協議会という設置についての明らかにできるところは、まだでき上がっていない。ただ、それに向かって、準備的に、プラットフォームということで、今の小学校区の中で取り組みされているまたは取り組みしていこうというところが、およそ3カ所ないし4カ所はできてきている。しかしながら、それと同様の活動、特に防災・防犯運動とかについては、小学校区とかいろんなものを越えられて、地域共同の中で実際に組まれている。実際にそういったことを指標にあらわす段階でいろいろ悩んだが、具体的に数値化できるようなところまでは非常に難しいかなというところで、挙げてはいない。

【大野委員】 今後だけじゃなくて、全体的に言えることで、以前もちょっと申し上げたかも知れないが、当然しなきゃならないことはもちろんここに書いているが、それだけじゃなくて、この計画で、ここに力点を置いて、ここはどうしてもやるんだと、ここをしたいんだというような、何かそれが見えてこない。何も全体的にばっと、もちろんそれは当たり前なことやらなければならないが、その中でも、新たにこういうことをしますというようなことが見えてこない。例えば、今、この分野で言うならば、先ほどから話になっている、僕も非常に興味を持って見ている、市民自治協議会のこと。それを第1番目にやっていくんだと、そのためにはこうこうこういうことをするんだと、ちょっと掘り下げて、また、その指標の方にも何らかの形でそれを反映させていただいてやった方が分かるんじゃないかなと思う。この市民活動・地域活動については、これが一番の最重要項目ですというのを何か訴えた方がいいんじゃないかなと。もうちょっとめり張りをつけてもいいのではないかなと私は思う。

【森岡委員】 あと1点、久委員がおっしゃられていたのは、生駒市の職員がやっぱり

地域活動・市民活動に参画していくということ。そういう要請というか。私も地域でいろいろ自治会活動をしていて、やっぱり生駒市の職員が積極的にかかわってくれるものと、表面だけという、担当課としての、係としての、そういう取り組みの熱の違いで、相当、運動が発展するかしないかというのが大きくそれにかかっているような気もする。だから、個人的に職員がというのももちろんだが、もっともっと地域活動・市民活動に対して職員そのものがやっぱりかかわっていくような観点というか、市として推奨するというか、引っ張るんじゃないで、市として職員を後押ししてやるような、地域活動・市民活動の中に市の職員がそういう活動に後押しするような形のをできればこの4年間の主な取り組みの中で考え方として取り入れてもらえば、より地域活動や市民活動が発展するというか、専門的な知識をたくさん持って、いろんな情報を持っている職員が積極的に地域活動にかかわってくれるのかかかわってくれないので大きく違ってくると思う。ぜひともその辺も考えてほしい。

【中川部会長】　　まず、行政の4年間の主な取り組みのところに、森岡委員がおっしゃった行政職員の地域参加とかNPO参加とか市民公益活動参加を推奨するみたいなのを入れられないか。つまり、行政職員の市民化ということ。市民の経営者化と、行政職員の市民化と、双方の乗り入れが必要ではないかというのが参画と協働の基本原則だったので、それを入れたらどうか。

それと、市民自治協議会を設置する必要性を余り認めていないのかなというイメージが、このページでは出てくる。行政の4年間の主な取り組みの中に、市民自治協議会を作っていくことについて、サポートします、応援します、あるいはアドバイザーを派遣しますという記述がない。

【森岡委員】　　1つは、積極的に見えないというのは、今、生駒市の中でも、条例に基づくような市民の活動というのはたくさんあると思う。それで各種補助金が出されていると思うが、本来なら、その人たちの活動の市民自治協議会に加入して、そういう活動も認めて、そして、市民自治協議会の中に巻き込んでいくという。そうなれば、今の新たな財政が必要ではないので、今出されている補助金の中でいろんな活動をしていただいている。それが市民自治協議会の中の1つの分野として位置づけられるもの、たくさんあるので、それを一本化していくとすれば、今言うお金はあんまりかからない、縦割り行政の解消にもつながっていく。

【中川部会長】　　財政的な仕組みを変えていかなければならない。

【中川部会長】 4年後のまち②は、さまざまな分野に市民活動団体の活動が広がっているというのはいいが、むしろ、市民自治協議会を作っていこうという精神から言ったら、「連携しつつ」とか、「団体同士のコミュニケーションがつながりあっている」とか、その辺がもっと必要ではないだろうか。「広がっている」と言ったら、何かみんな勝手にあちこち拡散していくような不安を感じる。コミュニケーションがとれているということが何か欲しい。

【担当課】 やっぱり、どうしても、特に防犯とか防災ということであれば、この間でも、自治連合会の方の中でもいろいろ御議論いただいた中で、自分1つの自治会でできないのは隣近所自治会らと何かいろいろやっていかなければならないという思い等も持っていらっしゃるので、そういう表現がやっぱり好ましいかなとは思う。

【中川部会長】 これについては、これでおおむね了承ということでもいいでしょうか。

あくまで一個人としての意見を先に述べるが、市民自治協議会というのが自治基本条例で議論されたということは、大変重要なことだと僕は思う。中核市とか政令都市は、猛烈なスピードで各小学校区以下の単位でこういう総合型住民自治協議会を作っている。大阪市もそうで、24年度中に99%結成し終えている。神戸も頑張っている。京都は作る必要はない。自治会の加入率が100%近いから京都はやる必要がない。

都市型自治体というのは、どうしても加入率がどんどん下がっていく。そこで、さっき言ったような防災とか防犯能力というのはどんどん落ちてくる。それを早急に食いとめなければならないという意味で市民自治協議会ということが出たが、余りまだその危機感もないようだ。それと、超高齢化してきていないし、少子化も進んでないから、それだけまだ若くて強い町なのかも知れない。けれど、あっという間に変化は起きる。大阪市がそうだった。やるなら、若いときから、パワーのあるうちにやってしまった方が得策ではある。疲れてきてからでは、作るのにエネルギーが要る。だから、ちょっとその辺、危機感を持った方がいいと思う。

⑤No. 141 行政経営

【中川部会長】 これは井口委員から御質問があったが、回答の内容でよろしいでしょうか。

【井口委員】 これは、今、結果論で言っていることもあるが、徳洲会の一件で、病院の不信感というか、そういったものが非常に広がってきた。その結果論か、非常に病院の

経営とかあるいは治療というようなことまで非常に不信になるような情報というものはびこってきている。

私がここで言いたかったのは、そういうものをちゃんと品質管理するということと、それと、もう1つは、指定管理する前に、管理者として決める前に、どういう形で評価しているのかといったことが聞きたかったことと、それが今度の場合に何も機能していなかったのか、あんなことは分からないということなのか、そういったことが今後そういう面での改善事項はないのかなという思いで質問した。

ここに書いているのは、いろいろこんなことでやっていますということだが、もう少しああいふ結果になることを見越して評価の中に入れるものはないかなということを書いたかった、それが重大なポイントである。

【事務局】 まず、御質問のポイントは、我々こうしていますということばかり書かせていただいて、今の御質問の中は、指定管理者に絞っていきますと、その選定のときにどういう観点で評価しているかと言うと、ここにも書かせてもらっているように、指針というのがあり、公募するときには応募資格があって、選考するときに評価の項目を設けて、どういうポイントで選定していくかというのは、そういう指針を作って、できるだけ統一して選考が行われるようには、こういう指針を設けて作っている。

その評価項目の中に、どういう方針や、あるいは安定して管理運営していただけるのか、そして、より市民の方が利用しやすく、あるいは満足を得ていただけるか、どのような管理の仕方を提案していただけるかというようなポイントばかりを掲げており、特に今回の場合は、選考する時点では、我々も捜査機関ではないので、何もうわさでしかないところに何か犯罪性みたいなものがあるかどうかというようなことで、まず、それを調べてからということではできないので、今、現状は、やはり、管理運営を適切に、そして、行政が直接する以上にうまく管理していただけるかというようなところにポイントを置いてしておるのが現状ということしか言えない。

【井口委員】 分かってはいるが、だとしたら今度またそんなことも起こり得ることなのか。

【中川部会長】 これは結果論なので防ぐことは難しいだろう。

【事務局】 法令遵守推進条例というのがあり、指定管理者は一種公務員と同じようなもの、先ほども部会長がおっしゃられたように、我々がやっているのと同じなので、法令遵守推進条例というのを指定管理者さんの従業員の方にも適用させて、そして、事業の中

で不正なこと、違法なことが行われているならば、附属機関という、この総合計画審議会と同じように、我々のような一般職員ではない方で組織していただいている委員会というのがあり、そこに通報できるようなことをすることによって、企業のコンプライアンスというのを保つようにはしている。そして、あと、CSR、社会的責任のところでは、そういった問題以外にも、環境への配慮とかも、あるいは指定管理者による施設管理運営のところの評価の基準の1つに設けることによって、ただ単に施設を運営したらいいわけじゃなしに、生駒市としては環境施策も推し進めているので、やはりそれに沿った管理運営をしていただくようにということで、そういった基準も入れている。

【井口委員】 CSRというようなものをやっぱり彼らは公表しているんですか、今の病院では公表はしているんですか。

【事務局】 ちょっとそこは分からない。

【中川部会長】 指定管理者の選定基準の中に、当該団体の遵法性というか、そういうチェック項目があるのか、それからCSRの項目があるのか、人権配慮指針があるのか、セクハラ防止基準があるのか、パワハラ防止基準があるのかとか、そういう団体としての品位とか安定性を図る項目は入っていますかということを知りたいと思う。だから、それが指針の中にあるかないかということをお答えしてほしいと思う。入札の指針、指名競争基準の中にもそういうのは入っていますかということ。

【事務局】 指定管理者の方については、指名停止処分を受けていないこととか、暴力団排除のことで、暴力団と関係がないか、そして、国税も含めて地方税の滞納がないかというようなところは要件として設けているが、セクハラ、パワハラに関してどのような制度を設けているかということまでは、なかなか評価の基準になっていない。

【中川部会長】 委員がお聞きになりたいのは、要するにその企業が生駒市の掲げている基本理念に反するような社会的行動をとっているとした場合、どうするのかということをお聞いている。

【森岡委員】 簡単に言えば、徳洲会というのがどういう組織で、問題は、組織構成で徳田さんの位置と関係というのはどういうものであって、病院経営にどういう影響が与えられるか。もちろん経営支配しているわけなので、それはそれとしても、徳洲会としての経営理念はどうなっているのかと。そこをきちっとしないと、徳田さんと徳洲会を一緒にして、いつも見ていておかしく思うのは、ごちゃ混ぜにしていると思う。だから、徳洲会病院という病院経営の理念の問題と、会長でもいろんな人がいるので、そういう意味

での徳田という問題と分けて、きちっとやっぱり明らかにすべきは明らかにしないと、今言う不安が解消できないと思う。

【中川部会長】 だから、今ここで議論する話をちょっと逸脱している可能性があるが、今回こういう事件が起こったことについて、法人としてはどうお考えなのですかということとを質問と回答ぐらひはもらう必要はあるじゃないということおっしゃっている。

それから、入札に関しても、そういう社会的モラルの点からどういう基準を設けていますかということ。CSRというのは、実はc o r p o r a t e s o c i a l r e s p o n s i b i l i t yだから、企業の社会的責任という意味である。公害を出さないというのが、一昔前の責任。もう1つ前の責任は、社会的な犯罪に加担しないという責任。現代的には、やっぱり人権をちゃんと守りましょう、最低賃金を守りますというのが出てくる。だから、最低賃金も守らないというところとは契約しませんというようなところまで行っているのかというような話も聞いてらっしゃると思う。

【担当課】 私どもの方は、そういう関係法令、労働基準法を始め、そういう関係法令に違反しないということがまず問われているので、それに違反しておれば、入札参加を辞退していただく、認めないという形になるが、実態が分からないので、最終的に、事後審査という形で、そのときにきちっとそういう書面が整っていますかということとを審査させていただきますことになる。

【中川部会長】 改めてこのNo. 141についてご意見をいただきたい。

【永野委員】 ききみみポストというのは、どれぐらいの意見が入っているのか。

【事務局】 広報広聴課が担当なので詳しい件数は把握していないが、2週間に1回ずつぐらいで、10件や20件だと思う。

【中川部会長】 ききみみポストって何かということですか。

【永野委員】 いえいえ、市民の声を聞くという内容のものだが、私はパソコンができないので、そういうところで市民の声を聞くということでできるのかなと思った。

【中川部会長】 回答が返ってくるのかということか。

【永野委員】 はい。

【事務局】 回答が必要と書いてあるやつはもちろん回答しているし、それ以外の全ての寄せられたききみみポストの意見については、全職員で情報を共有して、対応をしている。

【森岡委員】 担当課だからうまいことまとめているが、行政の4年間の主な取り組み

の中の②の3、各所属において主体的にP D C Aサイクルマネジメントが運用されるよう、総合計画の進行管理手法を見直しますとあるが、はっきり言えば、今、掲げられているものをP D C A手法で管理していく、進行させていくというのは何でもできると思う。問題は、総合計画の進行管理手法を見直さないとP D C Aがうまく回らないということではないと思う。進行管理手法を見直したことによってP D C Aがもっとうまく回るのかと、どういう方法をやるのかなというのが見えないというか、分からない。どんな場合でも計画を持ったらP D C A手法で結局回していくと。それは当然どんな場合でもやれるはず。それがこういう書き方をすると、進行管理のこれが悪いからうまく回らないんだというように聞こえる。何を変えるのかということで、ちょっと言っていることが分からない。

【事務局】 この②の3は、各所属において主体的にということと今後進めていきたいと考えている。今は、どうしても、評価していただいて、それをもとに、その評価があるから検証しているという、4年前に始めて、じゃ、この検証方法が、受け身的に、原課は、担当課は今捉えているところがどうしてもあるので、それを各所属が主体的にP D C Aサイクルマネジメントを適用してやっていけるようになっていこうと、そういう主体性を広げていきたい、進めていきたいという意味で「主体的に」と書いて、それは、回せるように進行管理の手法をいい意味で見直したいという意味で書かせていただいた。

【森岡委員】 例えばP D C A手法の講習会をやるとか、私もいろいろ講習会を受けたが、だからって、これはやっぱり回す人たちの感覚の問題、より理解したかどうかということが一番大きいと思う。実際には、その手順でやったらそれぞれの担当課の仕事が分析できるのかといたら、そうじゃなくて、やっぱりそこにそれぞれの中で深い洞察力というのが必要になって、その手法を持って回していくということになると思う。

【事務局】 本来、外部、こうやって審議会の委員さんに評価していただいているから1年間を見直すというような、どうしても今は受け身的になっているので、そうではなくて、本来は、行政がみずから自分で検証し、分析し、それを新しいプランに反映させていくというのが回っていかないとだめだよというのは、久委員からも御指摘いただき、それを改善するように、今回は4年間で何らかの形で反映させていきたいということで、この項目に入れさせてもらった。

【中川部会長】 見直しというのは、全否定に聞こえる。これは、今おっしゃった趣旨にちょっと言葉を変えた方がいい。森岡委員が「あれ？」と思われたのは、多分そういうことだと思う、「今やっていることを全否定するの？」という。進行管理手法とあるけど、

進行管理手法はやっぱり間違っていましたというように聞こえる。ちょっとニュアンスを変えていただきたい。

【事務局】 今はちょっと受け身なので、定着しているとは言いがたいので、それを主体的にさせていただくということで、それが定着して、業務の改善にもつながるだろうという。

【中川部会長】 それを言うのならば、各所属において主体的にマネジメントサイクルが運用されるよう、総合計画の進行管理手法を各所属が使いやすいように発展させますとか。総合計画の進行管理において、各所属が主体的にPDCAマネジメントサイクルを運用しやすくなるように、その手法を拡大、発展させますとか、そういう言い方にしたほうが良い。

【森岡委員】 あと、気になるのは、具体的な事業の中の最後に、部の仕事目標の実施と、ここだけしか載っていない。ほかはあんまり載っていない。当たり前の話なので。どこでも自分とこの仕事目標を実施するというのは当たり前の話。ほかを見ると、そういうのは書かれておらず、ここだけに書かれている。

【事務局】 部の仕事目標という、制度があり、いわゆる部長のマニフェストみたいなものを掲げて、それを数値目標とかも事細かに設定して、それを公表しているという制度なので、分かるようにかぎ括弧を付けたい。

【中川部会長】 部ごとに設定された「仕事目標」の実施に関する進行管理とか、そういうことを書いたらどうか。要するに業績管理システムを入れているわけで、経営管理の総括管理が行政経営の企画政策課の仕事だということが分かっただけだと思う。

【森岡委員】 自分とこの部の仕事目標じゃなくて、全体の部の仕事目標を管理していると。

【中川部会長】 だから、構造が二重になっているから、その辺のところをちゃんと押さえればいい。たとえで言うならば、近鉄の各運転士は、電車を、間違いなく、事故なく、正確に、時間どおりに各駅に運びますというような仕事の目標の実施となる。そして、本社の運転管理室は、各電車が事故も起こらない、きちっと行けるようにバランスよくダイヤグラムを作って、応援したり、励ましたり、時によったら督励してそれをやるのが仕事ですという構造になっている。その構造に見えないということ。電車の運転士の仕事を書いているのと一緒なので、運転管理室の仕事を書かなければならない。

No. 141については、微調節する箇所があるが、根本的に全部入れかえという話は

なかったので、この微調節につきましては、久副会長及び私と事務局で協議しながら最終的にまとめていくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

本日の案件は以上で終了します。